

アール・イー・ジャパン株式会社

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

平成 24 年 12 月 18 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 5 月 10 日改定

平成 31 年（2019 年）1 月 7 日改定

令和元年（2019 年）10 月 1 日最終改定

（趣旨）

第 1 条 この低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程（以下「技術的審査手数料規程」という。）は、別に定めるアール・イー・ジャパン株式会社低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）第 12 条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社（以下「REJ」という。）が実施する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の低炭素建築物新築等計画の法第 54 条第 1 項に定める認定基準への適合に係る技術的審査の業務（以下「技術的審査」という。）に係る手数料（以下「手数料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（技術的審査手数料等）

第 2 条 技術的審査の手数料は、業務の区分に基づき次に定める。

【住宅】

（消費税込金額、単位：円）

		審査条件	料金
一戸建ての住宅		単独審査	75,300
	併願審査	設計住宅性能評価	34,600
		長期優良住宅認定技術的審査	
BELS 評価			
共同住宅等		単独審査（住戸のみの審査）	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本料金 219,500 ● 戸あたり料金 4,400
		単独審査（建築物全体の審査）	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 <ul style="list-style-type: none"> ● 基本料金 219,500 ● 戸あたり料金 4,400 ● 共用部料金 219,500
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の 2 分の 1 の額（算定した額に 10 円以下の端数が生じたときは当該額を切り捨てた額 以下同じ。）
	長期優良住宅認定技術的審査		
	BELS 評価		
備考			
1 本表は基本額とし、機関が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができる。			
2 この申請の基礎となる建築基準法第 6 条の 2 による建築確認申請（以下単に「確認申請」という。）を REJ に申請する場合は、本表の 2 分の 1 の額とする。			

- 3 住宅を含む複合建築物に係る料金は、当該表の額に【非住宅建築物】の用途、評価手法及び評価対象面積に応じた額を加算した額とする。
- 4 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の技術的審査料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- 5 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の技術的審査料金は一戸建ての住宅の額の2倍とする。
- 6 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査又はBELS評価と併願を選択できるものは、評価方法が同一の場合のものに限る。
- 7 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の技術的審査料金は一戸建ての住宅の額とする。
- 8 変更申請の場合は、当初の申請で適用された額の2分の1とする。
- 9 適合証を再発行する場合の手数料は、一通につき5,100円とする。(次表において同じ。)

【非住宅建築物】

(税込金額、単位：円)

評価対象面積 (㎡)	学校、病院又はホテル等の用途 (備考第2項において「1類」という。)		左右の用途以外の用途 (備考第2項において「2類」という。)		工場、倉庫等の用途 (備考第2項において「3類」という。)	
	評価手法					
	標準入力法又は主要室入力法	モデル建物法	標準入力法又は主要室入力法	モデル建物法	標準入力法又は主要室入力法	モデル建物法
～300	330,000	176,000	275,000	158,600	220,000	110,000
300～2,000	660,000	396,000	550,000	307,500	440,000	220,000
2,000～5,000	770,000	440,000	660,000	385,000	550,000	330,000
5,000～10,000	880,000	506,000	796,400	472,500	712,900	440,000
10,000～	別途見積り					
備考						
1 本表中1類、2類又は3類とは、次による。						
区分		建築基準法施行規則別紙による具体用途				
1類	学校等	08070	幼稚園			
		08080	小学校			
		08082	義務教育学校			
		08090	中学校、高等学校又は中等教育学校			
		08100	特別支援学校			
		08110	大学又は高等専門学校			
		08120	専修学校			

		08130	各種学校
		08132	幼保連携型認定こども園
		08180	保育所その他これに類するもの
		08410	自動車教習所
	病院等	08260	病院
		08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
		08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
		08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
		08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
		08210	児童福祉施設（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
		08220	児童福祉施設（入所する者の寝室がないものに限る。）
	ホテル等	08400	ホテル又は旅館
		08600	個室付浴場業に係る公衆浴場（その他これらに類するもの） 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設（その他これらに類するもの）
3類	工場、倉庫等の用途	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
		08350	自動車修理工場
		08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
		08510	倉庫業を営む倉庫
		08520	倉庫業を営まない倉庫
		08610	卸売市場
		08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設
		08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
		08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
		08420	畜舎
		08270	巡査派出所
		08280	公衆電話所
		08600	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗（その他これらに類するもの）
2類	1類又は3類以外の用途		

2 評価対象面積の算定方法は、次による。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 新築以外の場合は、別途見積りとする。

- ハ 一の建築確認申請に、評価対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの評価対象面積の合計額とする。
- ニ 一の棟に用途分類が複数ある場合は、1類に2類又は3類が含まれる場合は1類と、2類に3類が含まれる場合は2類とする。この場合において、これによる算定した結果において実状にそぐわないとREJが認める場合は協議する。
- 3 モデル建物法による計算方法とする場合において、計算対象外となる室を含む場合の額は、次による。
 - イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 一律 33,000 円
 - ロ 建築物の一部が計算対象外の室の場合 評価対象面積から計算対象外の室の床面積を控除した面積の区分による。
- 4 変更申請における評価対象面積の算定方法は、次による。
 - イ 当初の計画書の申請がREJ以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積
 - ロ 直前の判定と評価方法又は用途が異なる場合 当初の評価時の床面積
 - ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に0.5を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計
- 5 建築物省エネ法判定又はBELS評価と併願を選択できるもの(評価方法が同一の場合のものに限る。)は、別途見積りにより上表の額から減額することができる。

(手数料収納方法)

第3条 技術的審査手数料の収納方法は、現金又はREJの指定する口座への振込みとする。

2 前項の振込みによる金融機関への手料金は建築主の負担とし、申請する当日までに行う。

(手数料の支払期日)

第4条 手数料の支払期日は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款(以下「約款」という。)で定める。

(手数料の返還)

第5条 依頼者の都合により、技術的審査の取り下げを行ったときは、一度収納した当該申請の手料金は返還しない。

2 依頼者が約款の契約に違反したことに付き、REJが相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、一度収納した技術的審査手数料は返還しない。

3 REJが約款の契約に違反したことに付き、依頼者が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した技術的審査手数料の手料金は返還する。

(雑則)

第6条 REJは、第2条で定める手数料について市場価格等を勘案し、REJ役員会の承認により変更することができる。

(個別契約特約)

第7条 第2条に定める技術的審査の手数料については、申請者又は申請代理人と REJ は、特約として次の各号に定めをした個別契約を結ぶことができる。

- 一 本契約を適用するために必要な条件
- 二 前号の条件に反した場合の取扱い
- 三 技術的審査手数料
- 四 その他 REJ がこの契約を補足するについて必要と定めた事項

附則

制定時

(施行期日)

この手数料規程は、都市の低炭素化の促進に関する法律に伴う技術的審査の業務の開始する日（平成 25 年 1 月 16 日）から施行する。

第2回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

第3回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第4回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

第5回目改定時

(施行期日)

この手数料規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第6回目改定時

1 この改正規定は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

2 この改正規定の適用の際、あらかじめ技術的審査手数料が収納されている場合は、従前の例による。

第7回目改定時

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

2 この改正規定の適用の際、あらかじめ手数料が収納されている場合は、従前の例による。